

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）について

平成17年1月に完全施行された自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、使用済自動車のリサイクルや適正処理を一層推進するため、関係者の役割分担と責務を明確にした法律です。

本法は自動車所有者にリサイクル料金の預託義務、関連事業者等に使用済自動車の電子マニフェストによる移動報告義務、引取・引渡義務及び再資源化義務を定めており、そのことにより不法投棄の防止や最終埋立処分量の極小化が図られることを狙いとしています。

[法律の概要]

1 対象車種

[法2条及び121条関係]

全ての自動車（但し、被けん引車、大型及び小型特殊自動車、二輪車等は除く）

※ この法律により、使用済自動車は全て『廃棄物』として扱われます。

2 関係者の役割分担

(1) 拡大生産者責任

[法21条及び25条関係]

自動車メーカーや輸入業者に初めてその役割と責任とを具体的に定め、自動車破砕残さ、エアバッグ類、フロン類の引き取り及びリサイクル（フロン類は破壊処理）を義務付けました。リサイクル率等に関する基準は後述のとおりです。

(2) 関係事業者の登録・許可制度

[法42条、53条、60条及び67条関係]

使用済自動車が適切に処理されるよう、新たに引取業者やフロン類回収業者に登録制度を、解体業者や破砕業者に許可制度を設け、それぞれの役割分担を明確にしています。

[役割分担・義務]

① 引取業者（自動車販売・整備業者）…… 都道府県知事の登録

[法9、10条関係]

使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡さなければならない。

② フロン類回収業者 …………… 都道府県知事の登録

[法11、12、13、14条関係]

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

③ 解体業者・破砕業者 …………… 都道府県知事の許可

[法15、16、17、18条関係]

リサイクルを適正に行い、自動車破砕残さとエアバッグを自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

(3) リサイクル料金の預託制度

[法73条関係]

使用済自動車のリサイクル料金は、所有者にその負担を求めることとし、その負担の時期は、新車購入時等の前払い方式となります。また、リサイクル料金は各自動車製造業者等が定め公表します。

(4) 電子マニフェスト制度

[法82条、83条及び84条関係]

使用済自動車の流通経路や処理達成を示す管理伝票を、電子情報でやり取りする電子管理票（マニフェスト）制度が導入され、これにより各段階の事業者は情報管理システムにより自動車1台ごとリサイクルされていることが確認でき、また不法投棄等不適正な処理が行えないようになりました。

[自動車製造業者等の再資源化実施義務等]

[法25条、規則26条関係]

自動車製造業者等は引き取った自動車破砕残さとエアバッグについて、各年度毎に次の基準に適合した再資源化を行わなければならないとされています。

	リサイクル率		
	H17～H21年度	H22～H26年度	H27年度以降
自動車破砕残さ	30 %以上	50 %以上	70 %以上
エアバッグ類	85 %以上		

※ 事前選別ガイドライン及び使用済自動車リサイクルイニシアチブの内容（2015年以降のリサイクル率を95%とする等）に準拠しています。

自動車リサイクル法の制定の背景

日本の自動車の保有台数は、2001年末時点で7,264万台で、使用済となった自動車は、年間約500万台にのぼり、海外に輸出される約100万台を除き、約400万台が国内で解体処理され、現状では75～80%がリサイクルされていますが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により、その他2割を占める自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を低減する必要性が高まっています。

また、最終処分費の高騰と鉄スクラップ価格の低迷によって使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引き渡す状況）が進展しており、近年、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあって、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている状況です。

このたび本法が制定されたことにより、新たなリサイクル制度が構築され、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、より確実に使用済自動車のリサイクル・適正処理がなされるようになりました。

[関連事業者に関する各種手続について]

(1) 引取業者・フロン類回収業者

- ① **申請方法** [法43条及び54条関係]
事業所所在地の知事（循環型社会推進課）又は政令市長[※]へ登録申請書を提出してください。
- ② **審査基準** [法45条及び56条、規則47条及び51条関係]
・申請者の能力が、事業を的確に、かつ継続して行えることなどの基準に適合すること。
・欠格要件に該当しないこと。
- ③ **登録の更新について** [法42条及び53条関係]
・5年ごとに登録の更新を受けなければ、期間経過によって登録の効力は失われます。
- ④ **登録の取り消しについて** [法51条及び59条関係]
法律に違反したときは、登録の取り消し又は期限を定めてその事業を全部もしくは一部の停止を命じられることがあります。また、欠格要件に該当したときは登録を取り消されます。

(2) 解体業者・破碎業者

- ① **申請方法** [法61条及び68条関係]
事業所所在地の知事（各振興局）又は政令市長[※]へ許可申請書を提出してください。
- ② **審査基準** [法62条、規則57条及び69条、規則62条関係]
・施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ継続して行えることなどの基準に適合すること。
・欠格要件に該当しないこと。
- ③ **許可の更新について** [法60条及び67条関係]
・5年ごとに許可の更新を受けなければ、期間経過によって許可の効力は失われます。
- ④ **許可の取り消しについて** [法66条及び72条関係]
法律に違反したときは、許可の取り消し又は期限を定めてその事業を全部もしくは一部の停止を命じられることがあります。また、欠格要件に該当したときは許可を取り消されます。

※ 自動車リサイクル法を所管する道内の政令市は、札幌市、小樽市、函館市、旭川市の4市です。

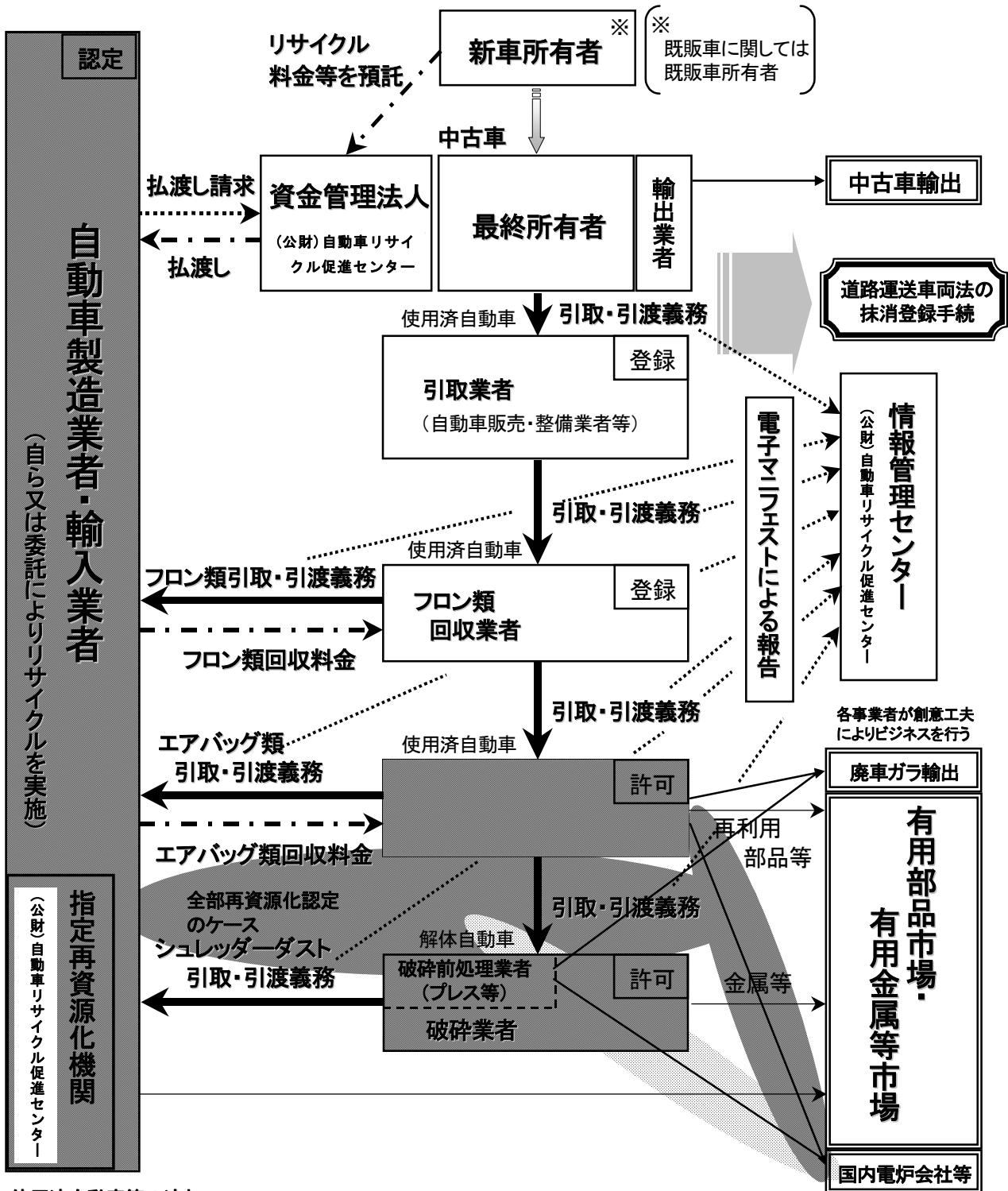
[罰則について]

自動車リサイクル法に基づく罰則は下表のとおりです。一度罰則を受けると、欠格要件に該当し、以後、登録業者は2年間、許可業者は5年間、登録又は許可を受けることができません。

法137条 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金			
第1号	・委託基準違反	122条11項、 令18条	・関連事業者が、一般廃棄物である使用済自動車の運搬を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わないこと。
法138条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金			
第1号	・無登録営業	42条、53条	・無登録で引取業、フロン回収業を行うこと。 ・不正な手段により登録をうけること。 ・関連事業者が行政庁から発動された事業停止命令に従わないこと。 ・無許可で解体業、破碎業を行うこと。 ・不正な手段により許可を受けること。 ・破碎業者が変更許可を受けずにその事業に係る業をおこなうこと。
第2号	・不正登録	42条、53条	
第3号	・事業停止命令違反	51条、58条	
第4号	・無許可営業	66条、72条	
第5号	・不正許可	60条、67条	
第6号	・無変更許可営業（破碎業）	60条、67条 70条	
法139条 50万円以下の罰金			
第1号	・解体自動車全部利用者へ引渡時の書面保存義務違反	16条5項、 18条8項	・解体自動車全部利用者へ車両引渡後、その事実を証する書面を5年間保存していないこと。 ・関連事業者が行政庁から発動された改善命令に従わないこと。
第2号	・改善命令違反	20条3項、 90条3項	
法140条 30万円以下の罰金			
第2号	・届出義務違反	46条、48条、57条、59条、 63条、64条、72条、71条	・関連事業者が届出義務を怠ること。 ・関連事業者が行政庁から求められた報告をしない、又は虚偽の報告をすること。 ・関連事業者が行政庁職員の立入検査に対して拒否、妨害、忌避すること。
第3号	・報告義務違反	130条	
第4号	・立入検査拒否妨害忌避	131条	
法143条 10万円以下の罰金			
第2号	・標識の未掲示	50条、59条 65条、72条	・関連事業者が事業所に標識を掲示しないこと。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

自動車リサイクル法のスキーム



使用済自動車等の流れ

→

金の流れ

→

情報の流れ

→

※ リサイクル義務者が不存在の場合等につき、指定再資源化機関 ((公財)自動車リサイクル促進センター) が対応。その他離島対策不法投棄対策への出えん業務も実施。